

第7期 練馬区高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

施策③在宅で暮らし続けられる
地域に密着したサービスの充実

検討資料

平成29年7月6日

◎目標

要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの整備を促進するとともに、サービスの利用促進に向けた取組を強化します。

◎現状

<地域密着型サービスの整備>

- 練馬区の高齢者人口は、平成29年の約15万7千人から団塊の世代が全員75歳以上となる平成37年には約16万3千人に達する。前期高齢者が減少する一方で、後期高齢者は約8万1千人から約9万4千人へ約1万3千人増と大幅に増加する。
- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、介護が必要となった場合に希望する暮らし方として、「自宅で暮らしたい方」が高齢者一般で約5割、要介護認定者では約6割を占めており、在宅生活への意向が高い。
- 「練馬区高齢者基礎調査」の居宅介護支援事業所への調査によると、地域密着型サービスの需給バランスについて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は「不足」が約7割、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は「不足」が約5割を占めている。一方、通所介護の需給バランスについて、「過多」が約6割を占めている。
- 平成29年6月現在における都内の施設整備数について、練馬区は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では都内1位、小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護では合わせて都内2位、地域密着型通所介護では都内2位、認知症対応型共同生活介護では都内5位である。

- 区は、要介護状態になっても、住み慣れた地域で一人ひとりに合ったサービスが24時間体制で受けられるよう、地域密着型サービスの充実に取り組んでいる。平成28年4月には、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が、制度改正により新たに創設された地域密着型通所介護へ移行した。また、平成28年11月には、区内初の看護小規模多機能型居宅介護を大泉圏域に整備し、医療ニーズへの対応も可能な「通い」「泊り」「訪問（看護・介護）」のサービスを複合的に提供する体制を整えている。平成29年4月現在、区内における地域密着型サービスの整備状況は以下のとおり。

	事業所数	施設数都内順位	稼働率（約 %）	定員（居宅のみ）
➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	1位	89%	
➤ 夜間対応型訪問介護	2	3位	100%	
➤ 地域密着型通所介護	129	2位	51%	
➤ 認知症対応型通所介護	17	6位	50%	
➤ 小規模多機能型居宅介護	16	1位	57%	432名
➤ 看護小規模多機能型居宅介護	1	4位		29名
➤ 認知症対応型共同生活介護	33	5位	90%	563名

- 介護保険法の改正により、小規模多機能型居宅介護等を更に普及させる観点から、地域密着型通所介護が市町村介護保険事業計画で定める見込量に達しているとき等に、事業所の指定を拒否できる仕組みが導入される予定である。

＜地域密着型サービスの利用促進＞

- 「施設整備調査」によると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の課題は、「ケアマネが内容や利用方法を知らない」が約4割となっている。
- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、居宅介護支援事業所が考える定期巡回・随時対応型訪問介護看護の課題は、「ホームヘルパーが変わることを好まない」、「鍵の預けることへの不安」、「利用者がサービス内容をよく知らない」などとなっている。
- 地域密着型サービスは、原則、事業所所在地の区市町村の住民（被保険者）のみが利用可能なサービスであり、住民が他自治体の事業所のサービスを利用するためには当該自治体の同意が必要である。

＜新たなサービスの導入＞

- 介護保険法の改正により、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられる予定である。
- 利用者に対する介護保険サービスとその家族に対する保険外サービスを同時・一体的に提供を行う混合介護について、国は、平成30年度にルールを整理する予定である。
- 「練馬区高齢者基礎調査」によると、要介護認定を受けている家族を介護する方が、同時に未就学児の育児をしている事例（1.1%）や、孫の世話をしている事例（3.4%）など、複合的なケアに当たる事例が一定程度生じている。

◎課題と論点

1 地域密着型サービスの整備

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者の状況に応じて柔軟なサービスが提供できる地域密着型サービスを充実することが必要である。
 - ⇒ 長期的な人口推計のもとに、平成37年において必要となる整備数を定め、そこから第7期期間中に必要となる整備目標数を検討してはどうか。
 - ⇒ 高齢者基礎調査の調査結果や施設の利用状況を精査したうえで、今後の整備方針を検討してはどうか。
 - ⇒ 介護保険法の改正により、区市町村が居宅サービス等の供給量を調整できるようになることを踏まえ、地域密着型サービスの今後の整備量を検討してはどうか。
 - ⇒ 区有地の活用について検討してはどうか。
 - ⇒ 地域密着型サービス事業所が地域とのつながりを深めることに対して支援してはどうか。

- 要介護度が高い在宅の高齢者が安心して生活するために、要介護度が高い人にも対応可能な地域密着型サービスが提供できる基盤整備が必要である。
 - ⇒ 医療ニーズの高い利用者の状況に応じてサービスを組み合わせることにより、地域における多様な療養支援について検討してはどうか。

◎課題と論点

2 サービスの利用促進に向けた取組の強化

- 地域密着型サービスのなかには利用が進まないサービスもあることから、サービスの内容に対する理解と利用を促進する取組が必要である。
 - ⇒ 地域ケア会議等を積極的に活用するなど、ケアマネの制度理解を支援し、地域密着型サービスの普及を推進してはどうか。
 - ⇒ 定期的な区報掲載をするなど、地域密着型サービスの特徴について、さらに区民に分かりやすく伝えてはどうか。
- 高齢者や家族が窓口に来られない場合であっても、必要な情報が簡単に探せるよう、情報提供の手段を充実させていくことが必要である。
 - ⇒ 身近な手段で情報を入手できるような仕組みを検討してはどうか。
- 区民が他自治体の地域密着型サービスを利用するためには、事業所が所在する自治体の同意を得る必要があるため、通常の指定事務より手順が煩雑である。
 - ⇒ 他自治体と指定事務に係る協定を締結し、簡易にサービス利用ができる環境を整備するため、積極的な働きかけを検討してはどうか。

◎課題と論点

3 新たなサービスの導入

- 高齢者、障害者等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、利用者の利便の観点や、サービスの提供に当たる人材の確保など、同一の事業所で一体的にサービス提供をしやすくすることが必要である。
⇒ **介護保険および障害福祉制度の「共生型サービス」の実施や、地域の実情に応じたサービスの整備のため、障害福祉サービス事業所の実態の調査をすべきである。**
- 同時一体的に混合介護を行うためには、現行のルールについて整理が必要である。
⇒ **財政的な影響、保険外サービス利用状況の実態把握等を踏まえた総合的な検討をしてはどうか。**
- 介護、育児、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、相談支援に取り組む必要がある。
⇒ **複合問題に適切に対応するため、関係機関の連携を強化してはどうか。**
⇒ **地域包括支援センター職員やケアマネジャーなどへの障害者相談支援研修を実施してはどうか。**